

写

宮労発基 0628 第 1 号
令和 6 年 6 月 28 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
小 宅 栄 作

宮城県最低賃金の改正について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定によりその例によることとされた同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和 55 年宮城労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正について、貴会の調査審議をお願いします。